

6. 7.1 閣議決定と安保法制は立憲主義に反する

——クーデター行為そのもの

さて、このように時の権力者が自由に最高法規の憲法の解釈を変えることが可能になると、国民ではなくて安倍総理が主権者になってしまいます。つまり、「立憲主義」という言葉がありますが、これは、「主権者である国民が定めた憲法によって、国家権力のあり方を制限して、国民自らの自由や権利を守る」という考え方を意味します。集団的自衛権行使という国家行為は、武力行使という国家における最大の権力の発動ですから——いかに国民を守るためと内閣や国会が主張しても、その結果、自衛隊員は戦死し、国民も相手国からの反撃で戦死することになります——これを禁止する憲法9条の解釈を7.1閣議決定だけで変えてしまうことはこの立憲主義に反するのです。

また、これは、7.1閣議決定の上に安保法制という法律を定めても立憲主義に反することになります。つまり、憲法9条は、閣議決定はおろか、国会が定める法律によっても、なお奪うことのできない国民の生命や権利を守るために、最高法規の憲法規範として戦争の放棄、武力行使の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認などが定められているのであり、その論理的な解釈として集団的自衛権行使を否定している憲法9条を法律によって上書きする安保法制は、立憲主義に反する違憲立法になるのです。

安倍総理は安保国会でも、「従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来の、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、合理的な当てはめの帰結を導いたものであり、解釈改憲、立憲主義の逸脱という批判は全く当たらない」（5月26日衆議院本会議）と述べていますが、昭和47年政府見解の読み替えという暴挙による「基本的な論理」の捏造が、解釈改憲そのものであり、立憲主義の逸脱そのものであることは、本書をお読みいただいたすべての国民の皆さまが容易にご理解いただけることなのです。

つまり、今、国民の皆さまの目の前で起きていることは、主権者である国民の皆さまの憲法を「安倍総理の憲法」としてしまうものであり、日本の法秩序、そして、法治国家を根底から覆すクーデター行為そのものなのです。

7. 解釈改憲を禁じる「昭和29年参議院本会議決議」などとの矛盾・衝突

なお、こうした昭和47年政府見解の作成者の方々の認識などの他にも、「昭和47年政府見解の読み替え」を否定する論拠は、昭和47年政府見解が作られる前にも後にも、山のような証拠があります。

例えば、昭和47年政府見解の以前の自衛隊が創設された昭和29年には「憲法九条のもとでは我が国に対する武力攻撃が発生した場合以外には武力行使はできず（個別的自衛権の行使のみが可能）、結果的に集団的自衛権行使は憲法違反である」とする明確な政府答弁が複数あったり（昭和29年4月6日等）、あるいは、昭和47年政府見解以降では、7.1閣議決定で安倍内閣が認めた「自国防衛のための限定的な集団的自衛権行使」なるものと同質のものを真っ正面から否定する内閣法制局長官の国会答弁（平成16年1月26日）や政府見解（平成16年6月18日政府答弁書）などがあります。

また、政府の憲法解釈ではなく国会として政府に対して示した憲法解釈として、同じく昭和29年の自衛隊創設時に「自衛隊の海外出動、つまりは、自衛隊の海外派兵である集団的自衛権行使を許さない」とする参議院本会議決議があるのです。そして、その趣旨説明では、「憲法九条の自衛とは、日本の国土に対する侵略を排除するための正当防衛行為である。これを将来に拡張解釈することは許さず、その危険を一掃する」とされているのです。この本会議決議は私が調べただけで2010年代に至るまで30回余りその後の参議院における自衛隊法の改正などの際に必ずと言っていいほど繰り返し政府がこれを遵守しているか確認されてきたものなのですが（実は、安倍総理も官房長官時代の平成17年12月12日に「自衛隊が海外で武力行使をすることを禁止した決議」と答弁しています）、「侵略を排除する正当防衛行為しかできない」という解釈は、まさに、7.1閣議決定以前の政府の憲法9条解釈とまったく同じものです。

そして、国権の最高機関である国会の参議院本会議決議でこのような解釈を示し、しかも、それを将来に憲法9条の明文が「拡張解釈」、つまりは、「解釈変更される危険を一掃する」ため、唯一の国民代表機関たる国会の本会議決議により「国民の総意として表明しておく」としているにもかかわらず、昭和47年政府見解の作成者の吉國長官達が、まさに参議院（決算委員会）に対して、従来の憲法9条解釈を拡張し変更して集団的自衛権行使を解禁する

ような政府見解を提出する訳がないのです。

このように、60年間以上、主権者である国民の皆さまのために国会が内閣を監督するという議院内閣制にもとづく国会と政府との関係で、憲法9条の条文をかえなければ安倍総理の言っている「限定的な集団的自衛権」なるものを含めできないと一貫して歴代政府は答弁などをしてきているので、「読み替え」はあらゆる全ての国会答弁や政府見解と矛盾し、かつ、それを否定する証拠は山のようにあるんですね。

また、この矛盾は、安倍内閣自身が7.1閣議決定でいみじくも認めている

昭和29年参議院本会議決議

自衛隊の海外出動を為さざることにする決議

「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」

■提案者の趣旨説明演説

・世界に特異なる憲法を有する日本の自衛権は、世界の他の国々と異なる自衛力しか持てないということでもあります。

・自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。…故に我が国の場合には、自衛とは海外に出動しないということではなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮窟であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。

・外国においては、…今日の日本の戦闘力を過大評価して、…これを利用せんとする向きも絶無であるとは申せないと思うのであります。さような場合に、…憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいつても、海外に出動せずということ、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うのであります。

「政府の憲法解釈に求められる論理的整合性と法定安定性」に真っ向から衝突するものとなります。

(補足説明 P.218 に、私が戦後の議会の歴史の中からピックアップした主な国会答弁や政府見解に対して「昭和47年政府見解の読み替え」が引き起こす矛盾、衝突のイメージ図を添付しておりますので、ご覧下さい(図の中の内容をご理解いただく必要はございません))。

8. 「読み替え」は過去、現在、未来の全てを壊す「クーデター改憲」

さて、この「昭和47年政府見解の読み替え」とは、ようするにこれまでのすべての国会答弁や政府見解をひっくり返し、国会決議などを無視する、法治国家と民主主義を滅ぼしてしまうクーデター行為そのものなのですが、この空前絶後の暴挙を国民の皆さんにわかりやすくどうやってご理解いただくか、あまり品の良くないたとえ話なんですけども、昭和47年見解の、安倍総理がやらかしたこの読み替えという話はたとえとてこういうことなんです。

—あるところに昭和47年に結婚した仲睦まじい日本人の夫婦がいました。42年間お互いに愛し合って仲睦まじく一緒に生活してきたんですね。

ところが、42年目になって日本人の旦那さんに実はアメリカ人の奥さんがいることがわかったんですね。重婚していたことがわかったんです、しかもそれは昭和47年のプロポーズの時からしていることがわかったんですね。42年目になって。

それを日本人の奥さんは、目に涙を浮かべて「あなた、昭和47年のプロポーズの時に心から愛してくれていると聞いたじゃない、とてもすてきな言葉だったから記念にかたちにしておこうと思ってちゃんと文章に書いてもらったわ。この文章をみて。心から愛していると書いてくれているじゃない。」と言ったんですね。

それに対して旦那さんがどう言ったかという、非常にさめた目で「あなたはおバカさんな女性ですね。たしかに昭和47年のプロポーズの時に心から愛しているとはいったけれども、あなただけを心から愛しているとは言っていない。私はちょうどあのとき同時に、同じく心から愛するアメリカ人の女性がいて、その人とも同時にプロポーズをして結婚

をしていた。だから私はあなたに嘘はついていない。私の真実の姿（真実の憲法9条）というのはそういうものだったんだよ。どうかこの事態をおとなしく受け入れてくれないと困るよ。」と、言っているのと同じ事なんです。――

プロポーズのときに、目の前の女性に対して心から愛していると言うと、当然あなただけを心から愛しているといっているのに違いありません。

内閣法制局長官が国会で憲法9条は読んでも読み切れないという答弁をし、その答弁をもとに作った政府見解なんだから、外国の武力攻撃と書いてあるのは、我が国に対する外国の武力攻撃にきまつてるんです。

それを、そうじゃないと。あなただけを心から愛しているとはあのとき書いていないんだから、アメリカの女性、同盟国のアメリカを助けるための集団的自衛権行使も憲法9条はできるんだといっていることと同じことなんです。論理的には全く同じことなんです。

しかも、この旦那さんの発言は、この夫婦のプロポーズ前の楽しく幸せだった恋人時代の思い出も、プロポーズを経て42年間の苦楽をともにした結婚生活の思い出や積み重ねてきた信頼関係も、そして何より、二人が出会った時から奥さんがずっと信じていた旦那さんのまごころの愛情も、その二人のこれまでの歩みの何もかもを根底からくつがえしてしまうものなのです。

「同盟国のアメリカに対するイランの武力攻撃」と読み替えることは、昭和47年政府関係の以前と以降の、日本の民主主義、国民の皆さんの代表である国会に対して政府が行った答弁や政府見解をひっくり返し、政府の憲法解釈を監督するために行った国会の本会議決議などを全て否定することになるのです。

これほど国民の皆さんをバカにするものはない。まさに、ふざけるにもほどがあるというものでしょう。先ほどの奥さんは、安倍総理の「憲法9条の解釈の「基本的な論理」は変えていません。憲法違反ではありません。」という衆議院の特別委員会での国会答弁を日中にNHK中継で観たところ、その余りの意味不明さと内容のウソっぽさにイライラが溜まって、朝目覚めたらとんでもない悪い夢を見ていただけで、その後、夫婦はこれまでどおり仲睦まじく幸せに暮らしました。

しかし、私たちは、このような暴挙を絶対に許してはいけない。こんな「読み替え」を許したら、自衛隊員や国民の皆さんが憲法違反の戦争で生命を奪われ、傷付くことになる。そして、憲法の平和主義が失われるのみならず、日本は、永久に法治国家でなくなってしまう、憲法9条すらこんなインチキで180度真逆の内容に変えられるのだったら、どんな憲法や法律の条文であっても、いくら国会で答弁を積み重ねても政府見解を提出させても、後から幾らでも時の権力者が好きなように解釈を「読み替える」ことができるようになってしまう。

これは、徴兵制ができるかどうかというようなレベルの問題ではありません。憲法的には、徴兵制の実現など一瞬です。憲法18条の「意に反する苦役」を徴兵制は苦役ではない、国民の崇高な責務であり榮譽だと「読み替え」ればいいだけです。

思想良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由、職業選択の自由など、憲法で保障するあらゆる自由や権利が、いかようにも、時の権力の読み替えによって侵害されるようになるのです。

つまり、憲法が憲法でなくなってしまうのです。

9. 安倍内閣は「昭和47年政府見解」にしがみつくしかない ――前にも後にも何も存在しない

私は3月24日以降、この問題を国会で必死で追及をしてですね、安倍政権は、今こういうところまで追いつめられています。まず、「読み替え」を根拠付ける資料は何も政府の中に存在しない。内閣法制局の中には、吉國長官等の判子を付いた表紙を含めた計9ページの起案文書そのものとその本文をタイプ打ちで清書した紙の二枚があるだけ。つまり、安倍政権は、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読めるじゃないですか、としか言えない。

さらにですね、昭和47年に、この政府見解を出す前ですね、前と後には憲法9条で集団的自衛権、限定的な集団的自衛権行使なるものを含めて、それが出来ると認めた国会答弁や政府見解は1つもないんですよ。

それは当たり前なんです。さっき申し上げたように憲法9条の解釈は憲法制定議会からは一貫して日本が武力攻撃を受けた時の正当防衛しか出来ない、そして、憲法9条の条文を変えない限りできないとまで言っているわけですから当たり前なんですけど、つまりこの前後、昭和47年政府見解の前後には